

## ○センター部会設置要綱

(平成 28 年 9 月 6 日北海道生涯学習審議会会長決定)

(設置)

第 1 条 北海道生涯学習審議会規則（平成 3 年 9 月 6 日北海道教育委員会規則第 18 号）第 3 条の規定に基づき、北海道生涯学習審議会（以下「審議会」という。）にセンター部会を置く。

(所掌事務)

第 2 条 センター部会は、北海道立生涯学習推進センターの事業の運営に係る専門的事項について検討し、検討結果を審議会に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 センター部会は、委員 5 名以内で組織する。

2 委員は、審議会委員の中から、審議会の会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 必要に応じて学識経験者を招聘することができる。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 センター部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、センター部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 センター部会の会議は、部会長が招集する。

2 センター部会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、センター部会の会議の運営に関し必要な事項は、部会長がセンター部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。